

座間市社会教育活動推進委託事業実施要綱

(目的)

第1条 社会教育活動を継続して実施しようとする団体等に対して、市予算で定める事業の一部を委託することについて、座間市予算決算会計規則（昭和42年規則第2号）等に定めるものを除き必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 委託対象となる事業は、社会教育活動推進に資するものとする。

(対象経費)

第3条 委託対象となる経費は、委託対象事業に直接必要な経費とする。

(委託期間)

第4条 委託事業の期間は、当該年度内とする。

(申請)

第5条 この委託事業を実施しようとする団体等は、申請書（第1号様式）、事業計画書及び収支予算書を座間市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなくてはならない。

(委託)

第6条 教育長は前条による申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認めたとき、指令書（第2号様式）を団体等の代表者に交付し、請書（第3号様式）の提出をもって事業の委託とする。

(委託金の交付)

第7条 委託金は、受託者の請求書を受理してから、すみやかに座間市指定金融機関を通じて支払うものとする。

2 請求があった場合は、事業着手前に、支払うことができる。

(委託金の返還)

第8条 教育長は受託者が次の各項のいずれかに該当するときは、委託金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 書類の記載に虚偽があったとき
- (3) 委託金額に残額を生じたとき

(実績報告)

第9条 受託者は、事業終了後20日以内に事業実績報告書（第4号様式）、収支決算書を教育長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成18年12月20日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。